

令和3年度答申第9号

令和4年 1月26日

松戸市教育委員会  
教育長 伊藤 純一 様

松戸市情報公開審査会  
会長 後藤 仁哉 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和3年4月27日付け松教生企第25号をもって諮問のあった「松戸市立図書館（本館、各分館、子ども読書推進センター）に設置された防犯カメラによって録画された映像のすべて」（以下「本件文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する非開示決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

### 1 審査会の結論

松戸市教育委員会が行った本件処分は妥当である。

### 2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和2年12月14日付け公文書開示請求書により、本件開示請求をした。
- (2) 松戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、令和2年12月15日付け松教生図第138号公文書非開示決定通知書により、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年2月18日付けで本件審査請求をした。

### 3 本件審査請求の趣旨及び理由

#### (1) 本件審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取り消しを求める。

#### (2) 本件審査請求の理由

##### ア 本件処分に係る公文書（映像）の特定の誤りについて

本件開示請求は、松戸市立図書館（本館、各分館、子ども読書推進センター）（以下、「図書館等」という。）内に設置された防犯カメラで撮影された映像（以下「本件映像」という。）を条例第5条の規定により令和2年12月14日に開示請求したものである。

本件処分に係る通知書（以下「本件通知書」という。）の公文書の件名欄には、実施機関が特定した公文書の件名として、「松戸市立図書館（本館、各分館、子ども読書推進センター）内に設置された防犯カメラによって撮影された映像（令和2年12月8日から令和2年12月13日まで）」と記載してあり、本件開示請求に係る開示請求書の記載を漫然と転記し、期間を追記したに過ぎない。このことから、本件通知書の記載から、いずれの図書館に設置された防犯カメラによって撮影された

映像を特定したのか判然とせず、本件処分に係る公文書（映像）の特定に誤りがある。

また、本件映像は映像を撮影した期間を限定しておらず、本件処分は本件通知書に記載された期間以外に撮影された映像を意図的に除外しており、本件処分に係る公文書（映像）の特定に誤りがある。

更には、松戸市立図書館防犯カメラ管理運用要綱（以下「要綱」という。）第6条は、原則として、「防犯カメラの稼働時間は、図書館の開館時間内とする」ことを規定している。本件映像には個人情報を含まない映像も含まれていることから、開館時間外に稼働した防犯カメラにより記録された映像もその対象としていることは明らかである。これらのことから、本件通知書の記載からは当該期間中に図書館の開館時間外に稼働した防犯カメラで撮影された映像があるのか否かが判然とせず、本件処分に係る公文書（映像）の特定に誤りがある。

したがって、本件処分は、審査請求人（開示請求者）が開示請求をした公文書（映像）を漏れなく特定し、非開示処分をしたとは言えず、条例第5条に規定する開示請求権を侵害するものであり、条例第3条第1項に規定する実施機関の責務に違反するものである。

#### イ 保存期間経過後に存在している公文書（映像）について

要綱第7条第1項は画像の保存期間を原則として「録画日の翌日から起算して1週間と」し、同条第2項は「保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う」ことを規定していることから、本件映像の保存期間及び消去方法も同様であると推認することができる。

令和2年12月6日に図書館等の防犯カメラで撮影された映像は、同年同月13日に保存期間を満了することになるが、開示請求をした翌日の12月14日は図書館等の休館日であることから特段の理由がなければ新たな映像を上書きすることによる映像の消去は行われておらず、開示請求をした時点では存在していることから、当該映像も、エ及びカで後述するとおり、非開示処分でなく、開示または一部開示決定すべきものである。

したがって、保存期間経過後の公文書（映像）を除外し、本件映像の

一部のみを対象とした本件処分は、条例第5条に規定する開示請求権を侵害するものであり、条例第3条第1項に規定する実施機関の責務に違反するものである。

なお、条例には、保存期間を経過しても保存している公文書を非開示事由とする規定は存在せず、保存期間を経過していたとしてもそのことを理由に当該公文書を非開示とする処分は違法な処分となる。

ウ 長期休館中の図書館等に設置された防犯カメラが撮影した映像について

本件開示請求をした時点で図書館等の内、五香分館、小金北分館の2館は長期休館中である。要綱第6条は、原則として「防犯カメラの稼働時間は、図書館の開館時間内とする」ことを規定していることから、特段の理由がなければ、長期休館中の図書館等では新たな映像を上書きによる映像の消去は行われず、長期休館前の休館日を除いた7日分の防犯カメラが撮影した映像を、エ及びカで後述するとおり、非開示処分ではなく、開示または一部開示すべきである。

したがって、長期休館中の図書館等に設置された防犯カメラが撮影した映像を除外し、本件映像の一部のみを対象とした本件処分は、条例第5条に規定する開示請求権を侵害するものであり、条例第3条第1項に規定する実施機関の責務に違反するものである。

エ 図書館利用者等の個人を識別することができる情報を含む映像について

個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報（以下「個人を識別できる情報」という。）（条例第7条第2号前段）を含む映像であっても、当該映像のすべてが特定の個人を識別できる情報ではない。このことは、要綱第2条第2号の規定する画像の定義が、「防犯カメラにより録画した映像であって、松戸市個人情報保護条例・・・第2条第1号に定める個人情報を含むものをいう」としていることから推認することができる。

したがって、非開示情報である図書館利用者等の個人を識別できる情報を除いた図書館等に設置された防犯カメラが撮影した映像は、カで後述するとおり、他に非開示事由がないことから、条例第8条第1項の規

定により一部開示しなければならず、非開示とした本件処分は違法である。

なお、個人を識別できる情報を除いた図書館等に設置された防犯カメラが撮影した映像は、図書館等の曜日や時間帯ごとの利用状況等がわかる情報であり、有意の情報であることから、条例第8条第1項ただし書には該当しない。

#### オ 図書館利用者以外の者の姿が撮影された映像について

本件映像には、図書館利用者以外の者の姿が撮影された映像も含まれており、保管等した映像のうち、少なくとも図書館等に勤務する職員の姿は、条例第7条2号ウに規定する「その職務の遂行に係る情報」に該当し、図書館等に勤務する職員の勤務状況や作業内容等を明らかにするものであることから「当該職務遂行の内容に係る部分」に該当し、非開示情報には該当しない。

したがって、少なくとも図書館等に勤務する職員の姿が撮影された映像は、カで後述するとおり、開示または一部開示すべきであり、非開示とした本件処分は違法な処分である。

#### カ 防犯カメラの撮影方向等について

防犯カメラの設置に当たっては、図書館利用者の肖像権やプライバシーの侵害にならないように配慮する義務があり、要綱第3条第1項第2号でも、「防犯カメラの設置場所は、市民に周知すること」を義務付けている。

防犯カメラの設置場所からは、撮影方向や撮影範囲（以下「撮影方向等」という。）をある程度推測することができるだけでなく、むしろ図書館利用者の肖像権やプライバシーを守るため、図書館利用者に撮影範囲に入らないという選択の機会を与えるためにも（甲第1号証）、防犯カメラの撮影方向等を明らかにすべきである。

また、防犯カメラの撮影範囲を明示することにより撮影範囲であることを認識させて犯人に犯行を思いとどまらせる抑止効果が高まり（甲第1号証）、防犯カメラの主たる目的である防犯効果が高まることから、防犯カメラの撮影方向が特定されたとしても、そのことは防犯カメラが本来持っている特性であり、本件映像は条例第7条第4号が規定する「犯

罪の予防、犯罪の捜査その他の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報」には該当しない。このことは松戸市が設置または管理する街頭防犯カメラについて、松戸市のホームページで、住所だけでなく、周辺目標物・設置場所詳細（撮影方向）を公開していることから明白である。

したがって、エで述べたとおり、図書館利用者等の個人を識別することができる情報を含む図書館等に設置された防犯カメラが撮影した映像は、当該情報を除いて一部開示すべきであり、当該情報を含まない図書館等に設置された防犯カメラが撮影した映像は開示すべきであることから、非開示とした本件処分は違法である。

#### キ 理由付記等の不備について

(1) 以下で述べるとおり、本件通知書の記載は条例第10条第3項の規定に違反して、理由付記等の不備があることから、本件処分は違法または不当な処分である。

なお、最高裁判所昭和47年12月5日第三小法廷判決は「附記理由不備の瑕疵は、後日これに対する審査裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、それにより治癒されるものではないと解すべきである」と判示したことから、たとえ「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠」を理解できる理由が弁明書等で示されたとしても本件処分は違法または不当な処分である。

##### (1) 令和2年12月8日前に防犯カメラで撮影された映像について

本件処分は、令和2年12月8日前に防犯カメラで撮影された映像（(2)、(3)に該当する映像を除く。）は、本件通知書で特定したとされている公文書から除外され、違法に事実上の非開示処分がされたものであり、たとえ開示請求をした時点で消去されて不存在であったとしても、当該公文書について「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠」を理解できる理由が記載されていない。

##### (2) 保存期間経過後に存在している公文書（映像）について

本件開示請求時に保存期間が経過しているが存在している公文書（映像）（(3)に該当する映像を除く。）は、本件通知書で特定し

たとされている公文書から除外され、違法に事実上の非開示処分がされたものであり、当該公文書について「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠」を理解できる理由が記載されていない。

- (3) 長期休館中の図書館等に設置された防犯カメラにより撮影された映像について

長期休館中の図書館等に設置された防犯カメラは、本件通知書に記載された期間中稼働をしていないことにより、当該防犯カメラで撮影された映像を非開示としたならば、当該映像を「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠」を理解できる理由が記載されていない。また、休館中にもかかわらず防犯カメラが稼働し、撮影をしていたとしたのならば、その映像には「図書館の利用者の姿」は含まれておらず、理由付記等に誤りがある。

- (4) 図書館等に勤務する職員の姿を撮影した映像について

オで述べたとおり、図書館等に勤務する職員の姿は、個人を識別できる情報に該当しないにもかかわらず、図書館等に設置された防犯カメラが撮影した映像で、図書館等に勤務する職員の姿を含む映像も非開示処分にしており、本件通知書には当該映像を「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠」を理解できる理由が記載されていない。

- (5) 防犯カメラに撮影された映像を非開示情報とした理由等について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報と規定しているのであって、「個人情報」を非開示情報として規定しておらず、松戸市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号が規定する「個人情報」を非開示情報とした本件通知書の理由付記等には明白な誤りがある。

また、「同映像を開示することにより、防犯カメラの撮影方向が特定され、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあり」と本件通知書には記載されているが、「開示しないこととする根拠規定」の記載がない。更に、当該根拠規定

が条例第7条第4号だとしても、単に同号の抽象的な規定文言の一部を示したに過ぎず、防犯カメラの撮影方向が特定されるとなぜ同号に該当するのかという具体的な理由の記載がないことから、本件通知書の記載が「当該規定を適用する根拠が、記載自体から理解されるもの」になっていない。

ク 本件処分における実施機関の責務について

公文書開示請求を受けた実施機関は、開示請求権を侵害することがないように、開示請求の対象となる公文書を漏れなく特定し、当該公文書の内容を確認し、非開示情報の有無を慎重に判断することを要する。このことは、条例第3条第1項が実施機関の責務として、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならない」と規定していることから明らかである。

本件通知書の記載には本件処分の対象となる公文書（映像）の特定に誤りがあること及び松戸市立図書館防犯カメラ画像検索簿に画像を検索した記録がないこと（甲第2号証）から、松戸市教育委員会教育長及び本件処分に関わった松戸市教育委員会職員らは、本件映像を実際に確認することなく、単なる想像で本件処分をしたことは明らかである。

したがって、本件開示請求の対象は、図書館等の防犯カメラにより撮影された映像であるにもかかわらず、各図書館等における映像の保管状況を実際に確認せず、更には図書館等で保管されていた映像を再生し、当該映像の非開示情報の有無を確認することもなく、最初から非開示処分という結論ありきの処分をしたものである。

よって、本件処分は条例第3条第1項が規定する実施機関の責務に違反し、違法または不当な処分である。

ケ 図書館等における防犯カメラの映像の管理状況について

個人情報を適正に管理するために、個人情報保護条例第5条は管理者（個人情報保護管理者）を定め、同条第1項第2号の「個人情報の改ざん、漏えい、滅失、紛失その他の事故を防止すること」について必要な措置を講ずることを義務付け、同条第3項は、「個人情報の保管等に当たる職員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない」こと



を規定している。

また、図書館においては、要綱第3条第2項第2号は、「画像は、安全に管理し・・・個人のプライバシーの保護のため、適切な措置を講ずること」を規定し、同第4条第1項、第2項では、防犯カメラの適正な管理及び運用を行うために、図書館長を防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）とし、管理責任者は「防犯カメラ及びモニターの操作並びに画像の視聴を行う防犯カメラ取扱職員（以下「取扱職員」という。）の指定及び解除に関する」事務を行うことを規定している。更に、要綱第9条は、管理責任者は、「取扱職員に対し、画像の不正使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底しなければならない」ことも規定している。

常盤平分館においては、カウンターの奥に、要綱第2条第3号に規定するモニターが設置されて、以前から当該モニターに表示された防犯カメラで撮影されている映像がカウンターの前から丸見えの状態になっている。その結果、図書館利用者等の個人情報が含まれている画像が長期間に渡り垂れ流し状態にある（令和3年2月16日時点でも垂れ流し状態であることを確認している。）。

図書館等の内、少なくとも常盤平分館においては、個人情報保護条例、要綱に違反する杜撰な画像の管理状況にあり、防犯カメラの撮影方向等も図書館利用者等に明らかになっている。

常盤平分館における画像の管理状況から管理責任者である図書館長及び取扱職員らとその職務を怠り、図書館等において長年に渡り違法かつ不適切な画像の管理が常態化していることは明白である。このことから他の図書館等においても、常盤平分館と同様に杜撰な管理をしていると容易に推定することができる。

したがって、少なくとも常盤平分館においては防犯カメラの撮影方向が明らかになっても、「犯罪の予防、犯罪の捜査その他の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れ」が生ずる余地がなく、他の図書館等においても当該恐れがないことは明らかである。

よって、本件処分は開示または条例第8条第1項の規定により一部開示すべきであるにもかかわらず、非開示とした違法な処分である。

なお、松戸市や松戸市教育委員会では、職場内での個人情報の紛失だけでなく、個人情報をカード型フラッシュメモリやUSBメモリに複製し、職場外に持ち出したことにより個人情報の漏えいを職員や教員がたびたび起こしており、このことは新聞等で報道されている。松戸市教育委員会では、個人情報保護管理者である生涯学習部長が職務を怠り、不合法または不適正な個人情報の保管が行われていたことは顕著な事実である。

そして、図書館等においては、長期間に渡り違法な個人情報の保管等が行われている。遅くとも平成28年4月1日には、図書館等に防犯カメラを設置し個人情報の保管等をしていたにもかかわらず、個人情報保護条例第4条第1項に規定する市長に対する届出を怠り、当該事務を所管する総務部総務課情報公開担当室から指摘を受け令和2年4月30日に届出をするまで防犯カメラにより違法に個人情報の保管等をしていた（甲第3号証）。

また、図書館職員は、「防犯カメラ作動中」の標識及び図書館のホームページに要綱を掲載することで個人情報保護条例第5条第1項各号に規定する事項が明らかであると主張したが、それらの方法では当該事項を図書館等の利用者に明らかにする方法として不十分かつ不相当である。更には、令和元年5月5日時点では図書館のホームページに要綱が掲載されていないこと（甲第4号証）から、図書館等において長期間に渡り防犯カメラにより違法に個人情報を収集していたことは明白である。

これらのことから図書館職員は法令を遵守する精神が著しく欠如していることは明白であり、違法または不当な本件処分をする遠因になっている。

## コ 結論

本件処分には違法または不当な処分となる事由が多数存在することから、松戸市教育委員会教育長及び本件処分に関わった職員らは、条例に関する基礎的な理解すらないまま、裁量権を逸脱または濫用して初めに結論ありきの態度で、極めて杜撰な処分をしたことは明白である。松戸市教育委員会教育長は、行政不服審査法第1条第1項の趣旨に鑑み、速やかに審査請求を認容して本件処分を取り消すべきである。

なお、本件処分を取り消さないのであれば、違法または不正であると指摘したすべての理由について、本件処分が適法性及び妥当性を有することが理解できる法的根拠、合理的根拠を明確に示した弁明書を速やかに作成することを求める。

#### 4 実施機関の説明要旨

##### (1) 結論

本件審査請求を棄却することを求める。

##### (2) 理由

本件文書には、図書館の利用者の姿が映っており、これは個人情報であり、条例第7条第2号に該当する。併せて同映像を公開することにより、防犯カメラの撮影方向が特定され、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあり、同条第4号に該当する。

ア 条例第7条第2号に該当すること。

図書館本館、常盤平分館、小金原分館、新松戸分館、小金分館、稔台分館、矢切分館、馬橋分館、明分館、六実分館、馬橋東分館、松飛台分館、二十世紀が丘分館、八柱分館、八ヶ崎分館、和名ヶ谷分館及び子ども読書推進センターにおいて、令和2年12月8日から、令和2年12月13日までの間に、それぞれの防犯カメラによって録画された映像には図書館の利用者の姿が映っており、これは個人情報であり、条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第4号に該当すること。

防犯カメラは防犯上の理由により設置したものであり、設置場所は、標識等により公表しているが、撮影範囲等は、死角での犯罪の実行を防ぐため、公表していないことから、防犯カメラによって、録画された映像を公開することにより、防犯カメラの撮影方法が特定され、犯罪の予防、犯罪の捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり、条例第7条第4号に該当する。

##### (3) その他

請求人は特定について誤りがあると主張しているが、開示請求文書には、「松戸市立図書館本館、各分館、子ども読書推進センター内に設置された防

犯カメラによって撮影された映像のすべて」と記載されているため、その文言どおりに解釈したものである。

#### (4) 結論

以上のとおりであるから、本件の処分には、何ら違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない。

### 5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

#### (1) 条例における公文書の開示について

条例は、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができること（条例第5条）、また、実施機関の責務として、実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこととともに、実施機関は、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないこと（条例第3条）を規定する。

#### (2) 開示請求の対象となる公文書について

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2項）。

松戸市教育委員会は、情報公開制度の実施機関（条例第2条第1項）に該当するため、松戸市教育委員会の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している文書は、組織共用文書に該当し、開示請求の対象となる。

#### (3) 非開示情報について

条例は、公文書の開示義務として、第7条において、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定する。

ア 条例第7条第2号について

(ア) 条例第7条第2号本文

同号本文は、非開示情報として、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。

本件文書は、図書館内の防犯カメラの映像の記録であり、来館者の容姿、容貌、身長、入館、退館の時刻、館内での所在場所、同行者の有無等の記録が「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、非開示情報となる。

(イ) 条例第7条第2号ただし書

次に条例第7条第2号ただし書は、例外的開示について

「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」と規定する。

第7条第2号ただし書は、個人の権利利益の保護の観点から、それらを侵害せず非開示とする必要のない情報（公知情報）、個人の権利利益よりも、生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回り、公益上公にする必要性が認められる情報（公益情報）及び行政の説明責務の観点から公にする必要性が認められる情報（職務遂行情報）を非開示情報から除く。

本件文書は、防犯カメラの映像の記録であり、その記録は現状の取扱いにおいては一般に公開していないことから、公知又は公知予定情報（第7条第2号ただし書ア）に該当しない。

また、本件開示請求には災害対応、救急案件への対応、行方不明者の捜索、犯罪捜査資料等、情報提供を要する特別な事情はないため、公益情報（同号ただし書イ）に該当しない。

なお、防犯カメラの映像中、図書館職員の館内での行動、窓口受付等、職員個人の事実行為に関する情報は、勤務中における職員の職務遂行情報（同号ただし書ウ）に該当するとしても、図書館職員の映像の公開は、同時に、防犯カメラの撮影方法、撮影範囲等が特定されることにより、施設の安全な管理に支障が生ずるため、第7条第4号により、非開示となる。

#### イ 条例第7条第4号について

同号は、非開示情報として、「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」と規定する。

本号は、公共の安全と秩序の維持を図る観点から、公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護に支障が生ずるおそれがある情報、及び公にすることにより、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれがある情報を、それぞれ非開示とすることを定めた。

図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存し、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置されており、また、無償で利用できる施設であるため、多数の来館者が、様々な目的を持ち、訪れることとなる（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条及び第10条）ため、施設管理者としては、来館者の生命、身体、財産等を保護することを始め、館内での迷惑行為、犯罪等を未然に防止することが重要な責務となる。

そのため、松戸市立図書館では、あらかじめ、防犯カメラにより館内の映像を撮影していることを掲示等により周知し、図書の閲覧、貸出し等にトラブル等が生じないようにしている。なお、防犯カメラの設置後は、図書館内における口論、トラブル、迷惑行為等の発生は、実際に減

少したとのことである。

また、公共施設における安全対策の実施に当たっては、警察、消防機関等との協力、連携が必要となるため、防犯カメラによる撮影映像の利用に当たっては、事故、事件の発生時における証拠の収集及び保全に限定する等、特に慎重に対応することが求められる。

しかし、情報公開制度の下では、何人も、公文書の開示を請求することができる（条例第5条）ため、仮に、図書館に設置した防犯カメラの映像を一般の第三者に開示した場合は、館内の防犯カメラの画角（ある角度から見るができない地点又は範囲）が一般に明らかとなり、例えば、撮影範囲外での施設・備品の損傷、紛失等の迷惑行為、館外からの不正な侵入等を防止できず、施設の安全な管理に支障が生ずるとともに、開示を受けた映像の利用方法によっては、プライバシーの侵害その他、生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれがある。

よって、本件文書は、第7条第4号に該当し非開示情報となる。

#### ウ 結論

以上の理由により、実施機関が本件文書を非開示情報にあたりと判断したことは妥当である。

#### (4) 非開示決定の理由の提示について

実施機関は、非開示決定の通知にあたり、本件文書の範囲を令和2年12月8日から同月13日までに録画された映像と特定しつつ、なぜ、その範囲に限定されるのか言及していない。実施機関が上記のように限定したことや休館日の映像の存在について、審査請求人が疑問を呈するの無理のないことである。実施機関は、非開示決定の通知にあたり、本件文書の特定の理由等について、より丁寧に対応すべきである。

## 6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。  
当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年 5月28日	諮問書の受理
令和3年 4月22日	第1回審査会（諮問の報告）
令和3年 5月20日	第2回審査会（審議・理由説明）
令和3年 6月24日	第3回審査会（審議）
令和3年 7月26日	第4回審査会（審議）
令和3年 8月25日	第5回審査会（審議）
令和3年 9月27日	第6回審査会（審議）
令和3年11月 8日	第7回審査会（審議）
令和3年12月16日	第8回審査会（審議）
令和4年 1月26日	第9回審査会（審議）